

服部猛株式会社 サプライヤー行動規範

第1条（目的）

服部猛株式会社（以下「当社」という。）は、持続可能なサプライチェーンの構築を目指し、取引先の皆様に対し、本規範への理解と協力をお願いする。

第2条（法令遵守）

サプライヤーは、事業活動を行う国及び地域において適用される法令、規則及び社会的規範を遵守するものとする。

第3条（人権の尊重）

サプライヤーは、すべての人の人格及び尊厳を尊重し、人権侵害を行わないものとする。

2 サプライヤーは、強制労働、人身取引、児童労働その他これらに類する行為を認めないものとする。

3 サプライヤーは、人種、国籍、性別、年齢、障がい、宗教、性的指向その他の理由による差別を行わないものとする。

第4条（労働環境）

サプライヤーは、従業員に対し、安全で健康的な労働環境を提供するよう努めるものとする。

2 サプライヤーは、適用法令に従い、適正な労働条件及び賃金を確保するよう努めるものとする。

3 サプライヤーは、ハラスメントその他人格を侵害する行為を防止し、健全な職場環境の維持に努めるものとする。

第5条（倫理及び公正取引）

サプライヤーは、贈収賄、汚職、利益相反その他不正な行為を行わないものとする。

2 サプライヤーは、公正かつ自由な競争を阻害する行為を行わないものとする。

3 サプライヤーは、知的財産権、営業秘密及び個人情報適切に保護するものとする。

第6条（環境への配慮）

サプライヤーは、環境関連法令を遵守するとともに、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等を通じて環境負荷の低減に努めるものとする。

第7条（協力）

当社は、必要に応じて本規範への対応状況について確認を行うことがある。

サプライヤーは、合理的な範囲でこれに協力するものとする。

附則

本規範は令和8年7月1日より施行する。

服部猛株式会社
代表取締役 小島弘敬